

宮城県在宅医療推進検討会開催要綱

(目的)

第1 今後、全県的に在宅医療の需要は増大することが見込まれることから、本県における在宅医療の推進に資する施策について、在宅医療の関係者や各地域での実践者からの意見聴取を行うため、宮城県在宅医療推進検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 検討会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 在宅医療推進のための施策検討に関すること
- (2) その他本県の在宅医療提供体制に関し必要な事項

(構成)

第3 検討会は、保健福祉部長が別に定める者（以下「委員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第4 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、会議の進行を行う。

(会議)

第5 検討会は保健福祉部長が招集する。

- 2 保健福祉部長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 検討会の庶務は、宮城県保健福祉部医療政策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月8日から施行する。

この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。